TORISHIMA

第135回
定時株主総会
招集ご通知

日　時

平成28年6月29日（水曜日）午前10時

場　所

大阪府高槻市宮田町一丁目１番８号
当社本社
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

決議事項	
第１号議案	取締役（監査等委員であるものを除く）４名選任の件
第２号議案	監査等委員である取締役１名選任の件

株式会社 酉島製作所
証券コード　6363

目　次

招集ご通知 …… 2

事業報告 …… 3

連結計算書類 …… 33

計算書類 …… 36

監査報告書 …… 40

株主総会参考書類 …… 44

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第１５条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.torishima.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
①連結計算書類の連結注記表
②計算書類の個別注記表
◎当日当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。
◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.torishima.co.jp/）に掲載させていただきます。

証券コード 6363
平成28年6月6日

株 主 各 位

大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
株式会社 酉島製作所
代表取締役社長 原田耕太郎

第135回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第135回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）24時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1．日 時 平成28年6月29日（水曜日） 午前10時

2．場 所 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号 当社本社
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項
1．第135期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2．会計監査人及び監査等委員会の第135期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、上半期までは、底堅い個人消費に支えられ比較的堅調に推移していた米国経済や、ユーロ安に支えられた欧州での穏やかな景気回復の動きに支えられ、比較的堅調に推移していました。しかし、８月以降、米国における金融政策の動向や、世界経済を牽引してきた中国や新興国における成長率の鈍化、原油価格の下落傾向等による世界経済への懸念により、世界的な株価の乱高下が発生し、また、欧州等において発生した大規模テロやシリア難民問題など地政学的リスクもあり、世界経済全体としては、一段と混迷が深まり、先行き不透明な中で推移しました。

わが国の経済においては、世界経済の不安定感が増す中で、日経平均株価が、20,000円台から乱高下を繰り返しながら下落したこと、対米ドル円レートについても120円台から110円台まで円高方向に推移したこと、原油価格の下落による設備投資の抑制、中国や新興国の景気減速の影響により、輸出の伸びが力強さに欠けたものとなったことに加え、マイナス金利も発生し、全体として、先行き不透明な中で推移しました。

当ポンプ業界におきましては、依然として海外向けの水資源を中心としたインフラ整備や、エネルギー関連需要に底堅い動きがありますが、中国や新興国での景気減速傾向が一段と鮮明になってきたことや、原油価格下落に伴う中東諸国をはじめとする産油国の設備投資の抑制への動き等により、受注競争は厳しい状況で推移しました。

このような情勢のもと、当社グループは、高効率ポンプの開発・製造・販売に注力するとともに大型プラント向け高効率ポンプのノウハウを汎用ポンプに採用したエコポンプの販売促進などを、国内・海外において継続して展開いたしました。この結果、当社グループの当連結会計年度の受注高は51,304百万円（前連結会計年度42,878百万円比120%）となりました。

これを需要先別に見ますと、官公需は16,013百万円（前連結会計年度12,001百万円比133%）、民需は8,396百万円（前連結会計年度6,943百万円比121%）、外需は26,895百万円（前連結会計年度23,933百万円比112%）となりました。

当連結会計年度の売上高は40,479百万円（前連結会計年度46,501百万円比87%）を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては49,407百万円（前連結会計年度38,582百万円比128%）を来期以降に繰り越すことになりました。売上高の減少は、前連結会計年度に実施したシステム構築のための受注量調整の影響によるものでありますが、当連結会計年度は、通常の受注体制に戻しております。

（当連結会計年度）平成27年度　需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、（　）内構成比%

区分 / 需要先	受注高	売上高	受注残高
官公需	16,013 (31.2)	9,980 (24.7)	12,707 (25.7)
民需	8,396 (16.4)	7,078 (17.5)	5,598 (11.3)
外需	26,895 (52.4)	23,419 (57.8)	31,101 (63.0)
計	51,304 (100.0)	40,479 (100.0)	49,407 (100.0)

（前連結会計年度）平成26年度　需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、（　）内構成比％

区分 / 需要先	受注高	売上高	受注残高
官公需	12,001　(28.0)	12,957　(27.9)	6,675　(17.3)
民需	6,943　(16.2)	6,146　(13.2)	4,281　(11.1)
外需	23,933　(55.8)	27,397　(58.9)	27,625　(71.6)
計	42,878 (100.0)	46,501 (100.0)	38,582 (100.0)

当連結会計年度の営業利益は、売上高が減少したものの売上総利益率が改善し、373百万円（前連結会計年度は営業利益400百万円）となりました。

経常損失は、営業外収益として投資有価証券償還益300百万円などの計上はありましたが、営業外費用として為替差損1,395百万円が発生したこと及び持分法適用関連会社の投資損失1,076百万円が発生したことなどにより1,663百万円（前連結会計年度は経常利益793百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純損失は、特別利益として退職給付信託返還益467百万円などの発生はありましたが、特別損失として和解関連費用337百万円が発生したことに加え、繰延税金資産の取崩などにより2,422百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益405百万円）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、既存設備の更新、機械の増強等に総額1,391百万円を実施し、自己資金及び借入金等で賄っております。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区分＼年度	平成24年度 (第132期)	平成25年度 (第133期)	平成26年度 (第134期)	平成27年度 (第135期) (当連結会計年度)
受注高 (百万円)	40,975	52,847	42,878	51,304
売上高 (百万円)	45,974	45,985	46,501	40,479
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	1,389	△632	793	△1,663
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	943	442	405	△2,422
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	33.64	15.74	14.61	△88.13
総資産 (百万円)	68,232	68,062	71,987	66,198
純資産 (百万円)	33,602	34,524	36,532	32,794
1株当たり純資産額 (円)	1,172.56	1,209.10	1,308.22	1,179.57

(3) 対処すべき課題

世界人口が73億人を突破し、水・食糧・エネルギーの確保及び効率的な利用は、引き続き、地球規模での大きな課題となっています。これに伴う海外水市場の拡大、安定した電力供給のための新規火力発電所の建設が見込まれます。また国内市場においても、老朽化したインフラの更新に伴うサービス事業の拡大、自然災害に強いインフラ整備のための公共事業の実施などにより、事業環境は安定的に推移するものと予想されます。

このような状況下、当社グループは高効率ポンプの提供を通して社会の発展に貢献する省エネルギー・エネルギーソリューション企業を目指します。平成26年度には「省エネ大賞　経済産業大臣賞（ビジネスモデル分野）」を受賞するなど、世界一省エネにこだわるメーカーとして、引き続き研究・開発に取り組んでいます。

また、近年世界中で異常気象や自然災害が頻発していますが、どのような状況にも対応できる安心・安全を高めるインフラ向けのポンプの提供を続けてまいります。

平成26年度を初年度とした３カ年経営計画の達成状況は、以下のとおりとなっています。水・エネルギー市場における事業機会に焦点を当てた拡大をさらに進めると同時に、業務プロセスの抜本的な見直しに取り組み、企業体質の強化を目指しました。中期経営計画の最終年度にあたる平成28年度の見通しについては、世界経済の先行き不透明感を反映し下記のとおり修正しました。

３カ年の経営目標

単位：百万円

区分＼年度	平成26年度（第134期）		平成27年度（第135期）		平成28年度（第136期）	
	計画	実績	計画	実績	計画	修正計画
受注高	49,500	42,878	50,000	51,304	60,000	50,000
売上高	46,000	46,501	43,000	40,479	50,000	45,000
営業利益	500	400	1,000	373	2,500	2,000
経常利益又は経常損失（△）	700	793	1,400	△1,663	2,700	1,700
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	500	405	1,000	△2,422	1,900	1,500

（注）３カ年の経営目標値は、現在の会計基準により算出しております。

３カ年経営計画では以下の経営施策を中心に取り組んでおります。

（プロセス・イノベーションの推進）

平成25年度より、酉島イノベーション・システムが本格稼働したことにより、営業活動からサービス活動までが一気通貫で管理可能な業務プロセスとなりました。今後システムをより効率的に運用するため、製品の標準化を徹底するとともに、システムの増強及び適切な運用の見直しを進めてまいります。

（高効率ポンプによる省エネ活動の推進）

世界中で不足するエネルギー問題に対処するために、電力を大量に消費するポンプにおける省エネ活動を提唱することにより、高効率ポンプの拡販を図ってまいります。

また、国内で高い評価をいただいているエコポンプの海外需要に応えるため、インドネシアを皮切りにアジア諸国での提案活動を本格的に実施することで、電力不足に悩む新興国でのエコポンプ需要拡大に努めてまいります。

（新技術・新製品の開発）

近年頻発しているゲリラ豪雨などに対応できる、「ポンプ本体による渦の抑制技術（二重ラッパカンと渦対策リング）」を開発するなど、時代の流れやお客様のニーズに応じて、常に新しい製品の開発を行っています。

（サービス事業の拡大）

当社グループの高効率ポンプを活用した省エネ技術によるソリューション提供を通じて内外の事業拡大を図ってまいります。

また、リ・エンジニアリング＆デザインアップ（REDU®）として、定期的な修理・更新の受注にとどまらず、ポンプの性能改善や長寿命化、運用費の抑制につながる高付加価値の独自サービスをグローバルに展開してまいります。国内においては、省エネニーズや、老朽化したインフラの更新需要を積極的に取り込んでまいります。

（品質管理の徹底）

当社グループは設計から調達、製造、据付試運転まで、全工程を通じて一貫した品質保証体制を確立しています。

（コーポレート・ガバナンスの強化）

当社グループはグローバル化を推進する企業グループとして、海外を含む各種法令の遵守と、経営の透明性と客観性を担保するため、コーポレート・ガバナンス強化とコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

また、「「日本再興戦略」改訂2014」に基づくコーポレート・ガバナンスコードの諸原則を踏まえたコーポレート・ガバナンスの強化についても取り組んでまいります。

つきましては、今後ともなお一層の厳しいご鞭撻と温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、当社と子会社21社及び関連会社６社で構成され、各種ポンプ・ポンププラント、環境装置、風力発電設備、小水力発電設備、バイオマス発電設備、メカニカルシール、その他ポンプ関連機器の製造・販売、据付工事・サービス、電気の供給及びこれらに附帯する業務を主な事業内容としております。

(5) 主要な事業所及び工場（平成28年３月31日現在）

①当社

本社	大阪府高槻市宮田町一丁目１番８号
支社	東京
支店	大阪、九州（福岡市）、名古屋、札幌、仙台、広島、高松、シンガポール、中東（アラブ首長国連邦）、北米（アメリカ）
営業所	沖縄（浦添市）、佐賀、横浜、和歌山
出張所	宇部、熊本、徳島
海外事務所	北京（中国）、サウジアラビア
工場	本社工場（大阪府高槻市）、九州工場（佐賀県武雄市）

②主要な子会社

株式会社九州トリシマ	佐賀県武雄市
酉島ポンプ香港有限公司	香港
酉島ポンプ（天津）有限公司	中国
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	アラブ首長国連邦
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING	インドネシア
TORISHIMA PUMPS（INDIA）PRIVATE LTD.	インド
TORISHIMA（USA）CORPORATION	米国

(6) 企業集団の従業員の状況（平成28年３月31日現在）

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
1,547名	31名増

（注）従業員数は就業人員であり、嘱託社員59名及び臨時従業員数の年間の平均人員75名は含まれておりません。

(7) 重要な子会社の状況（平成28年３月31日現在）

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社九州トリシマ	百万円 100	% 100.0	小型ポンプの製造、販売
酉島ポンプ香港有限公司	千ホンコンドル 29,675	% 100.0	ポンプ諸機械・プラントの販売及び設計施工
酉島ポンプ（天津）有限公司	千元 41,125	% 86.7	ポンプ諸機械の製造、販売
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	千UAEディルハム 4,000	% 90.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING	百万ルピア 48,871	% 48.5	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.	千ルピー 65,116	% 100.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA (USA) CORPORATION	千米ドル 15,300	% 100.0	北米拠点の統括

(8) 主要な借入先及び借入額（平成28年３月31日現在）

借　入　先	借入金残高
株　式　会　社　り　そ　な　銀　行	4,764百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	3,000百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 Ｕ Ｆ Ｊ 銀 行	1,200百万円
株　式　会　社　み　ず　ほ　銀　行	675百万円

（注）上記のほか、主要な借入先として、金融機関４行を借入先とするシンジケートローン（返済期限平成30年３月、借入金残高1,500百万円）、及び金融機関６行を借入先とするシンジケートローン（返済期限平成30年12月、借入金残高2,500百万円）があります。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

①発行可能株式総数　　60,000,000株
②発行済株式の総数　　29,889,079株（うち自己株式2,581,068株）
③株主数　　7,465名
④上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人原田記念財団	2,810千株	10.2%
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	1,965千株	7.1%
株式会社りそな銀行	1,286千株	4.7%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,266千株	4.6%
株式会社三井住友銀行	1,266千株	4.6%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,121千株	4.1%
株式会社栗本鐵工所	652千株	2.3%
株式会社日阪製作所	619千株	2.2%
THE BANK OF NEW YORK-JASDECTREATY ACCOUNT	565千株	2.0%
三精テクノロジーズ株式会社	551千株	2.0%

（注）１．当社所有の自己株式（2,581,068株）については、上記上位10名の株主から除外しております。
　　２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年２月４日開催の取締役会決議に基づき、自己株式210,000株の取得を行いました。この結果、当連結会計年度末において、自己株式が191百万円増加し、当連結会計年度末において自己株式が1,671百万円となっております。

(3) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称 (決議日)	新株予約権の数	目的となる株式の数	発行価額	払込金額	行使の条件	権利行使期間
第１回新株予約権 (平成20年９月18日)	31個	普通株式 3,100株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成20年９月20日から 平成50年９月19日まで
第２回新株予約権 (平成21年７月16日)	72個	普通株式 7,200株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成21年７月18日から 平成51年７月17日まで
第３回新株予約権 (平成22年７月16日)	89個	普通株式 8,900株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成22年７月21日から 平成52年７月20日まで
第４回新株予約権 (平成23年７月15日)	119個	普通株式 11,900株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成23年７月20日から 平成53年７月19日まで
第５回新株予約権 (平成24年７月13日)	188個	普通株式 18,800株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成24年７月20日から 平成54年７月19日まで
第６回新株予約権 (平成25年７月12日)	193個	普通株式 19,300株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成25年７月19日から 平成55年７月18日まで
第７回新株予約権 (平成26年７月14日)	138個	普通株式 13,800株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成26年７月19日から 平成56年７月18日まで
第８回新株予約権 (平成27年７月９日)	224個	普通株式 22,400株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	平成27年７月22日から 平成57年７月21日まで

(注) 1.新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役（監査等委員を除く）は取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）は取締役（監査等委員）の、それぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株引受権を行使できる。

2.新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役（監査等委員を除く）		取締役（監査等委員）	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第１回新株予約権	31個 (3,100株)	１名	-	-
第２回新株予約権	72個 (7,200株)	２名	-	-
第３回新株予約権	89個 (8,900株)	３名	-	-
第４回新株予約権	119個(11,900株)	３名	-	-
第５回新株予約権	188個(18,800株)	３名	-	-
第６回新株予約権	193個(19,300株)	３名	-	-
第７回新株予約権	138個(13,800株)	３名	-	-
第８回新株予約権	185個(18,500株)	５名	39個(3,900株)	３名

(4) 会社役員の状況（平成28年３月31日現在）

①取締役の状況

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 最高執行役員社長	原　田　耕太郎	
代表取締役副社長	藤　川　博　道	
取締役 専務執行役員	久　島　哲　也	経営企画室長兼調達本部長および管理本部管掌
取締役 常務執行役員	吉　川　宣　行	生産本部長
取締役	吉　田　欽　一	監査等特命
取締役 （監査等委員・常勤）	福　田　　豊	
取締役 （監査等委員）	津　田　　晃	日立キャピタル株式会社　社外取締役 宝印刷株式会社　取締役
取締役 （監査等委員）	伯　川　志　郎	公認会計士 福岡市監査委員

（注）１．取締役（監査等委員） 津田　晃氏及び取締役（監査等委員）伯川　志郎氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員） 津田　晃氏及び取締役（監査等委員）伯川　志郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
３．当社と取締役（監査等委員） 津田　晃氏及び取締役（監査等委員） 伯川　志郎氏は、会社法第427条に定める制度により、会社法第423条第１項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする契約を締結しております。
４．取締役（監査等委員・常勤） 福田　豊氏は、長年にわたり当社グループ経理部門において財務及び会計業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．取締役（監査等委員） 伯川　志郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。

②取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　分	員　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	6名	89百万円
取締役（監査等委員）	3名	25百万円
監査役	5名	13百万円
合計	14名	127百万円

（注）1．上記には、当事業年度中に退任した取締役１名及び監査役１名を含んでおります。なお当社は、平成27年６月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しているため、監査役のうち４名は取締役（監査等委員を除く）１名、取締役（監査等委員）３名と重複しており、当期末の取締役の員数は取締役（監査等委員を除く）５名、取締役（監査等委員）３名の計８名であります。
2．取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与33百万円は含まれておりません。
3．取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、ストックオプション16百万円を含んでおります。
4．取締役（監査等委員）の報酬等の額には、ストックオプション２百万円（うち社外取締役１百万円）を含んでおります。
5．監査役の報酬等の額には、ストックオプション１百万円（うち社外監査役０百万円）を含んでおります。
6．株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額（年額）は、取締役（監査等委員を除く）年額180百万円（平成27年６月26日開催第134回定時株主総会）、取締役（監査等委員）年額60百万円（平成27年６月26日開催第134回定時株主総会）であります。また別枠で、ストックオプション報酬限度額（年額）として、取締役（監査等委員を除く）年額30百万円（平成27年６月26日開催第134回定時株主総会）、取締役（監査等委員）年額6百万円（平成27年６月26日開催第134回定時株主総会）であります。

(5) 社外役員に関する事項

①社外役員に支払った報酬等の総額

区　分	員　数	報酬等の額	子会社からの役員報酬等
社　外　役　員	4名	21百万円	－

(注) 上記には、当事業年度中に退任した社外役員２名を含んでおります。

②他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）である津田　晃氏及び社外取締役（監査等委員）伯川　志郎氏の兼職状況は、前記「(4) ①取締役の状況」に記載のとおりであります。

なお、津田　晃氏の兼職先であります日立キャピタル株式会社と当社とは特別な関係はありません。

また、津田　晃氏の兼職先であります宝印刷株式会社は当社の取引先でありますが、取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

伯川　志郎氏が監査委員を受任している福岡市と当社とは、公共工事における入札・契約制度に基づき落札した工事契約により取引をすることがありますが、入札・契約制度の性質に照らして、株主、投資家の判断及び社外取締役（監査等委員）としての職務遂行に、何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。

③当事業年度における主な活動状況

平成27年６月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会においては、取締役（監査等委員）津田　晃氏は９回中９回、取締役（監査等委員）伯川　志郎氏は９回中９回出席しております。

各氏は取締役会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営全般にわたって発言を行っております。

平成27年６月26日就任以降、当事業年度開催の監査等委員会においては、取締役（監査等委員）津田　晃氏は９回中９回、取締役（監査等委員）伯川　志郎氏は９回中９回出席しております。

各氏は監査等委員会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

(6) 会計監査人の状況

①名称

有限責任監査法人 トーマツ

②報酬等の額

報酬等の額	36百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の従前の職務執行実績及び報酬実績を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠等を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第５項に基づき、会計監査人が会社法第340条第１項各号の解任事由に該当する場合、協議のうえ監査等委員である取締役全員の同意により解任いたします。

また、監査等委員会は、その他当社についての監査業務に支障が生じると認められる場合あるいはより適正な監査のために会計監査人を変更することが妥当と判断した場合には、会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する株主総会への提出議案の内容を決定いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

会社法第362条第５項に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の整備基本方針を定めました。

本内部統制システムは、確実に実施するとともに、本システム及びそれに関する社内規程等は必要に応じた見直しを行い、効率的で適法な企業体制の維持・改善を図るものとします。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①-1 当社は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出すな」の社是のもと、法令遵守、公平・公正、社会倫理に反する行為の禁止、風紀・秩序の維持、差別の禁止、違反についての是正措置などの基本姿勢を定め、取締役及び使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図るものとします。

①-2 職場での企業倫理等に関する相談窓口及び「コンプライアンス委員会」を当社に設置し、当委員会は（ア）当社及び子会社から成る当社グループの遵法体制・倫理体制の構築と、これらの状況把握（イ）企業倫理に関する内部監査についての指導・助言（ウ）企業倫理に関する教育計画・活動についての指導・助言（エ）相談窓口への連絡に対する指導・助言を任務とします。

①-3 当社は、取締役及び使用人に対し、担当部門からコンプライアンス及び法令に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動を必要に応じて行います。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理

②-1 当社は、株主総会に関する文書、取締役会、その他重要な会議に関する文書、稟議書、契約書、その他取締役の職務に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む）について、社内規程に従った保存、管理を行います。

③　損失の危機の管理に関する規程その他の体制

③-1 当社は、経営リスク、事故・自然災害リスク、政治・経済・社会リスクを適切に管理するため、平常時における全社的なリスクマネジメント推進及び緊急時におけるリスク対策につき社内規程を定め、体制を整備します。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

④-1 当社は、執行役員制度を採用し、業務の執行と監督の分離を図ります（平成18年６月29日付けで執行役員制度導入）。取締役会は、経営の意思決定と取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行います。

④-2 当社は、取締役及び使用人の各職位に関する職務内容及び責任権限並びに各組織単位の業務分掌を社内規程に定め、効率経営を行うとともに、それに従った職務責任体制で業務が行われているか定期的に内部監査を行います。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

⑤-1 当社は、当社及び子会社から成る当社グループが相互に協力し、ともに企業価値の向上を図るために管理体制を整備し、子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行います。

⑤-2 当社は、当社及び子会社から成る当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、各子会社に事業内容、規模等を考慮した内部統制システム構築の基本方針に沿った内部統制システムを整備させ、当社の担当部門はその状況を確認します。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項

⑥-1 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことの必要性が生じた場合、もしくは監査等委員会から求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえ合理的な配置を行います。

⑥-2 上記使用人を置くに至った場合、当該使用人に対する指揮命令権は監査等委員会に帰属するものとし、評価、賃金、異動等の人事事項は事前に監査等委員会の同意を得た上で決定します。当該使用人への必要な調査権限の付与等を行い、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するとともに監査等委員会の指示の実効性を確保します。

⑦　取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑦-1 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が職務執行の状況について監査等委員会に定期的に報告を行い、また、当社及び子会社から成る当社グループの重要事項については、子会社から報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人、若しくは子会社の取締役及び使用人から、都度、当社監査等委員会に報告を行う体制を整備します。

⑦-2 前項に関わらず、監査等委員会は当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、必要に応じて随時報告を求めることができるものとします。

⑦-3 内部監査部門及び管理部門がその業務の補助を行う体制を整えます。

⑦-4 第１項及び第２項による報告をした者は、不利な取り扱いを受けないことを社内規程に定め、適正に運用します。

⑦-5 監査等委員である取締役は、その職務の執行について生じる費用を当社に対して請求できるものとします。

⑧　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

⑧-1 当社は、反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応します。

⑧-2 当社は、平素より関係行政機関、弁護士等からの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに対処できる体制を構築します。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、平成27年６月26日付で監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役（社外取締役２名を含む）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図っております。業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

① コンプライアンス

①-1 コンプライアンス研修等を通して、当社グループの倫理規範、行動基準の周知徹底を図っております。また、コンプライアンスに関する理解や遵守すべき法令等についても、コンプライアンス意識の向上と法令遵守のための教育を行っております。

①-2 内部通報制度を整備し、全ての役職員の職務執行における不正行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを介さず、直接コンプライアンス委員会・内部監査室・監査等委員会に報告できる体制を敷いて運用しております。

② リスク管理

②-1 事業継続計画（ＢＣＰ）等に係る各種の社内規程を整備するとともに、防災訓練の実施などＢＣＰが有効に機能するよう対応を行っております。

②-2 品質に関する製品・技術の維持・向上や品質上の諸問題に対する改善・予防・是正措置の施策等について審議し、当社の品質マネジメントシステムが有効に機能することを確実にすることを目的とした品質委員会を年２回開催しております。また、環境マネジメントシステムを導入し、環境関連の法令違反防止や消費エネルギー削減及び高効率ポンプ等の環境貢献製品の開発・提供によるCO_2削減に取り組んでおり、環境マネジメントシステムの妥当性・適合性及び有効性を審議するため環境委員会を年２回開催しております。

②-3 サイバー攻撃への備えなど情報セキュリティの強化に向け、研修や社内連絡を通じてルールの再確認と周知徹底を図っております。

③　効率的な職務執行体制

③-1 執行役員制度の導入により、経営における監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の責任と役割を明確にするとともに、経営監督機関としての取締役会と、経営の執行に係る最高協議機関としての執行役員会をそれぞれ設置し、取締役会は原則として毎月１回、執行役員会は原則として毎週１回開催しております。

③-2 全ての役職員は組織業務分掌規程等の社内規程に則った業務運営を行うとともに、内部監査室による業務監査や財務報告に係る内部統制の有効性に係る監査を行っております。

④　グループ内部統制

当社グループ各社から営業成績、財務状況その他重要な情報の報告を適宜受けるとともに、管掌する執行役員を明確にして子会社等に対する支援及び経営指導・監督、管理を行っております。また、海外子会社については、ＴＧＴ（トリシマ・グローバル・チーム）ミーティングを年２回開催し、各社の経営戦略に基づく経営計画や経営成績の進捗状況等について審議しております。

⑤　監査等委員会

監査等委員会は、取締役、会計監査人及び内部監査室との会合等を通じ、当社グループの重要な事項についての報告を受け、また情報交換を行っております。また、必要に応じて随時、当社グループの取締役及び使用人との情報交換や報告等を求めております。

４．剰余金の配当等の決定に関する方針

（1）剰余金の配当等の決定方針

当社の配当方針は株主各位への安定的配当を継続することを基本とし、新たな成長のための投資に利益配分を振り向けることを考慮して、配当性向は30％を目安としております。内部留保資金につきましては、新たな成長を目指して、今後の高度化するポンプ及び関連機器、関連ソフトウェアに対処するための技術開発や新製品開発及び既設ポンプ機場・プラントのメンテナンス活動並びに生産の合理化のための生産設備、地球環境保全のための環境事業展開等の業容の拡大に有効に投資してまいりたいと考えております。

（2）当期の剰余金処分

当期の剰余金処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、１株当たり普通配当９円とし、既に実施済みの中間配当金９円を合わせ年間１株当たり18円とさせていただきました。期末配当金の総額は245百万円であります。

（3）連結配当規制適用会社

当社は、連結配当規制適用会社であります。

5．会社の支配に関する基本方針

(1)　基本方針の内容

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2)　基本方針の実現のための取組みについて

当社は、明らかに当社グループの企業価値あるいは株主の皆様の利益を害すると判断される買収行為に対しては、第127回定時株主総会におきまして、以下の取組み（事前警告型買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を行うことを決議し、第133回定時株主総会において継続することを決議しております。

①本プランは、以下の(ⅰ)または(ⅱ)に該当する当社株式等の買付け、またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(ⅰ)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(ⅱ)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

③上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、一定の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤当社取締役会は、上記④の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

(ⅰ)買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、若しくは、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、若しくは、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対抗措置の発動が相当と認められる場合には、例外的措置として、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

(ⅱ)買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合

当社取締役会は、上記(i)に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合であって、対抗措置の発動決議を行うことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行うものとします。

(ⅲ)買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は上記(ⅰ)及び(ⅱ)に定める場合を除き、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記(ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥当社取締役会は、上記⑤(ⅱ)に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会または書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した

場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、(ⅰ)買付者等が大規模買付行為を中止した場合、または(ⅱ)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧大規模買付等の開始時期

買付者等は、上記①から⑥までに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

⑨本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。

⑩本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年６月27日の定時株主総会決議の日から、平成29年６月開催予定の定時株主総会終結の時までの３年間とします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

(3)　上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

①当社取締役会は上記（2）の取組みは上記（1）の基本方針に沿ったものであり、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付行為がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の意思を直接確認するものであることから株主共同の利益を損なうものではないと判断します。

②当社取締役会は上記（2）の取組みは合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断します。

〔注〕本事業報告に記載している数字は、金額、株数及び持株比率については表示単位未満を切り捨てて表示し、その他については四捨五入して表示しております。

連　結　貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
流動資産	**41,532**	**流動負債**	**22,128**
現金及び預金	7,243	支払手形及び買掛金	8,264
受取手形及び売掛金	23,003	短期借入金	6,585
商品及び製品	266	未払法人税等	195
仕掛品	6,996	前受金	3,202
原材料及び貯蔵品	2,024	賞与引当金	742
前渡金	243	製品保証引当金	654
繰延税金資産	512	工事損失引当金	313
その他	1,597	その他	2,169
貸倒引当金	△355	**固定負債**	**11,275**
固定資産	**24,665**	長期借入金	9,724
有形固定資産	**10,088**	繰延税金負債	701
建物及び構築物	4,237	役員退職慰労引当金	14
機械装置及び運搬具	2,615	退職給付に係る負債	300
工具、器具及び備品	345	その他	534
土地	2,510	**負債合計**	**33,403**
リース資産	309	**純資産の部**	
建設仮勘定	69	**株主資本**	**29,455**
無形固定資産	**2,114**	**資本金**	**1,592**
ソフトウェア	1,961	**資本剰余金**	**7,800**
のれん	50	**利益剰余金**	**21,733**
その他	103	**自己株式**	**△1,671**
投資その他の資産	**12,462**	**その他の包括利益累計額**	**2,755**
投資有価証券	11,582	**その他有価証券評価差額金**	**800**
長期貸付金	344	**繰延ヘッジ損益**	**241**
退職給付に係る資産	173	**為替換算調整勘定**	**1,523**
繰延税金資産	51	**退職給付に係る調整累計額**	**190**
その他	675	**新株予約権**	**99**
貸倒引当金	△365	**非支配株主持分**	**483**
		純資産合計	**32,794**
資産合計	**66,198**	**負債純資産合計**	**66,198**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		40,479
売上原価		31,287
売上総利益		**9,191**
販売費及び一般管理費		8,818
営業利益		**373**
営業外収益		
受取利息	28	
受取配当金	184	
投資有価証券償還益	300	
受取賃貸料	137	
その他	153	804
営業外費用		
支払利息	176	
持分法による投資損失	1,076	
為替差損	1,395	
その他	193	2,841
経常損失		**1,663**
特別利益		
投資有価証券売却益	9	
関係会社株式売却益	201	
退職給付信託返還益	467	678
特別損失		
投資有価証券売却損	86	
投資有価証券評価損	6	
和解関連費用	337	430
税金等調整前当期純損失		**1,415**
法人税、住民税及び事業税	243	
法人税等調整額	732	976
当期純損失		**2,392**
非支配株主に帰属する当期純利益		29
親会社株主に帰属する当期純損失		**2,422**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,592	7,828	24,650	△1,499	32,573
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△495		△495
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△2,422		△2,422
自己株式の取得				△191	△191
自己株式の処分		10		19	30
連結子会社株式の売却による持分の増減		△38			△38
当連結会計年度中の変動額合計	－	△27	△2,917	△172	△3,117
当連結会計年度末残高	1,592	7,800	21,733	△1,671	29,455

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	1,614	△456	1,503	725	3,386	109	463	36,532
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△495
親会社株主に帰属する当期純損失(△)								△2,422
自己株式の取得								△191
自己株式の処分								30
連結子会社株式の売却による持分の増減								△38
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△813	698	20	△534	△630	△10	20	△620
当連結会計年度中の変動額合計	△813	698	20	△534	△630	△10	20	△3,737
当連結会計年度末残高	800	241	1,523	190	2,755	99	483	32,794

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**33,920**	**流動負債**	**19,109**
現金及び預金	4,608	支払手形	638
受取手形	1,325	買掛金	6,826
売掛金	18,408	短期借入金	5,841
商品及び製品	140	リース債務	103
仕掛品	5,856	未払金	870
原材料及び貯蔵品	1,220	未払費用	381
前渡金	223	前受金	2,701
前払費用	152	預り金	39
繰延税金資産	471	前受収益	8
短期貸付金	604	賞与引当金	696
その他	1,141	製品保証引当金	645
貸倒引当金	△231	工事損失引当金	300
固定資産	**23,137**	その他	56
有形固定資産	**7,426**	**固定負債**	**10,572**
建物	2,813	長期借入金	9,497
構築物	203	リース債務	163
機械及び装置	1,708	繰延税金負債	486
車両運搬具	16	退職給付引当金	169
工具、器具及び備品	187	その他	256
土地	2,178	**負債合計**	**29,682**
リース資産	248	**純資産の部**	
建設仮勘定	69	**株主資本**	**26,234**
無形固定資産	**1,974**	**資本金**	**1,592**
ソフトウェア	1,948	**資本剰余金**	**7,839**
その他	26	資本準備金	4,610
投資その他の資産	**13,736**	その他資本剰余金	3,228
投資有価証券	7,196	**利益剰余金**	**18,473**
関係会社株式・出資金	2,515	利益準備金	398
長期貸付金	4,128	その他利益剰余金	18,075
その他	531	固定資産圧縮積立金	396
貸倒引当金	△635	配当平均積立金	1,400
資産合計	**57,057**	別途積立金	11,470
		繰越利益剰余金	4,808
		自己株式	**△1,671**
		評価・換算差額等	**1,041**
		その他有価証券評価差額金	**799**
		繰延ヘッジ損益	**241**
		新株予約権	**99**
		純資産合計	**27,375**
		負債純資産合計	**57,057**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　　益　　計　　算　　書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		31,329
売上原価		26,192
売上総利益		**5,137**
販売費及び一般管理費		6,214
営業損失		**1,077**
営業外収益		
受取利息	175	
受取配当金	696	
投資有価証券償還益	300	
受取賃貸料	145	
その他	158	1,475
営業外費用		
支払利息	104	
貸倒引当金繰入額	291	
為替差損	1,329	
その他	56	1,782
経常損失		**1,385**
特別利益		
投資有価証券売却益	9	
関係会社株式売却益	134	
退職給付信託返還益	467	612
特別損失		
投資有価証券売却損	86	
関係会社株式売却損	5	
関係会社株式評価損	874	
和解関連費用	337	1,303
税引前当期純損失		**2,076**
法人税、住民税及び事業税	85	
法人税等調整額	720	806
当期純損失		**2,882**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,592	4,610	3,217	7,828
当事業年度中の変動額				
自己株式の処分			10	10
当事業年度中の変動額合計	－	－	10	10
当期末残高	1,592	4,610	3,228	7,839

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	398	389	1,400	11,470	8,193	21,851
当事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		△0			0	－
税率変更による積立金の調整額		8			△8	－
剰余金の配当					△495	△495
当期純損失（△）					△2,882	△2,882
当事業年度中の変動額合計	－	7	－	－	△3,385	△3,377
当期末残高	398	396	1,400	11,470	4,808	18,473

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,499	29,773	1,613	△456	1,156	109	31,039
当事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		－					－
税率変更による積立金の調整額		－					－
剰余金の配当		△495					△495
当期純損失(△)		△2,882					△2,882
自己株式の取得	△191	△191					△191
自己株式の処分	19	30					30
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	△813	698	△115	△10	△125
当事業年度中の変動額合計	△172	△3,539	△813	698	△115	△10	△3,664
当期末残高	△1,671	26,234	799	241	1,041	99	27,375

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄 本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社　酉島製作所
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内	藤	真	一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲	斐	祐	二 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社酉島製作所の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社酉島製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄 本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社　酉島製作所
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内	藤	真 一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲	斐	祐 二	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社酉島製作所の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄 本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第135期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその付属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損うものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月13日

株式会社 酉島製作所　監査等委員会

監査等委員(常勤)　福　田　　豊　㊞

監 査 等 委 員　津　田　　晃　㊞

監 査 等 委 員　伯　川　志　郎　㊞

(注) 監査等委員 津田　晃及び監査等委員 伯川　志郎は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

株　主　総　会　参　考　書　類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員であるものを除く）４名選任の件

現任取締役**（監査等委員であるものを除く）**原田耕太郎、藤川博道、久島哲也、吉川宣行、吉田欽一の５氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）４名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

原　田　耕太郎（はらだ　こうたろう）

（昭和36年10月2日生）　再　任　〈所有する当社株式の数〉 23,400株

〈略歴、地位、担当〉

昭和59年	4月	（株）大和銀行入行
平成９年	5月	同行信託財産部部長代理
平成９年	7月	当社入社
平成10年	8月	当社社長室長
平成11年	6月	当社取締役
平成12年	8月	当社社長室長兼 営業本部副本部長
平成13年	6月	当社常務取締役 当社営業本部長
平成16年	6月	当社代表取締役専務
平成18年	6月	当社代表取締役社長 最高執行役員社長（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

なし

候補者番号 2

藤　川　博　道（ふじかわ　ひろみち）

（昭和18年11月21日生）　再　任　〈所有する当社株式の数〉 24,200株

〈略歴、地位、担当〉

昭和41年	4月	当社入社
平成10年	8月	当社生産本部副本部長
平成11年	6月	当社取締役 当社営業本部副本部長兼大阪支店長
平成12年	8月	当社大阪支店長
平成13年	6月	当社東京支社長
平成16年	6月	酉島エンジニアリング（株）常務取締役
平成16年	7月	当社生産本部副本部長 （海外プロジェクト担当）
平成21年	4月	当社常務執行役員 当社品質マネジメント本部長
平成21年	6月	当社取締役 当社上席常務執行役員
平成23年	4月	当社専務執行役員 当社営業本部長兼 プラントエンジニアリング本部長
平成23年	6月	当社代表取締役（現在に至る）
平成25年	4月	当社営業本部長
平成26年	4月	当社営業本部長兼 プラントエンジニアリング本部長
平成26年	7月	当社副社長（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

なし

候補者番号

3 久島 哲也（くじま てつや）

（昭和36年1月25日生）

再任

〈所有する当社株式の数〉
10,500株

〈略歴、地位、担当〉

昭和60年 4月　当社入社
平成13年 6月　当社風力発電営業部長
平成16年 7月　当社調達部長
平成17年 7月　当社調達本部長
平成18年 6月　当社執行役員
平成20年 5月　当社常務執行役員
平成22年 6月　当社取締役（現在に至る）
　　当社上席常務執行役員
平成26年 4月　当社専務執行役員（現在に至る）
平成27年 4月　当社経営企画室長兼調達本部長および
　　管理本部管掌（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉
　　なし

候補者番号

4 吉川 宣行（よしかわ のぶゆき）

（昭和24年2月4日生）

再任

〈所有する当社株式の数〉
3,900株

〈略歴、地位、担当〉

昭和46年 4月　当社入社
平成 9 年 7月　当社品質保証部長
平成19年 6月　当社CSR推進室長
平成22年 4月　当社執行役員CSR本部長
平成25年 4月　当社執行役員生産本部副本部長
平成26年 4月　当社常務執行役員生産本部長（現在に至る）
平成27年 6月　当社取締役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉
　　なし

（注）各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を１名増員することといたしたく、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

あきやま　ひろし
秋山　洋　（昭和44年8月6日生）　新　任　社外取締役　**〈所有する当社株式の数〉 0株**

〈略歴、地位、担当〉

平成６年　4月　弁護士登録　大阪弁護士会所属
御堂筋法律事務所（現　弁護士法人御堂筋法律事務所）入所
平成15年　1月　同弁護士法人に改組　社員弁護士（現在に至る）
平成19年　3月　医療法人厚生会理事（現在に至る）
平成23年　6月　小太郎漢方製薬（株）社外監査役（現在に至る）
平成27年　6月　（株）藤木工務店社外監査役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士
医療法人厚生会理事
小太郎漢方製薬株式会社社外監査役
株式会社藤木工務店社外監査役

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．候補者は新任の社外取締役候補者であります。
３．弁護士としての豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外取締役に適任と判断し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため選任をお願いするものであります。
４．候補者が監査等委員である取締役に選任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
５．候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、監査等委員である取締役に就任した場合、独立役員として指定する予定であります。

以　上

第135回 定時株主総会
会 場 ご 案 内 略 図



株式会社 酉島製作所
大阪府高槻市宮田町一丁目１番８号

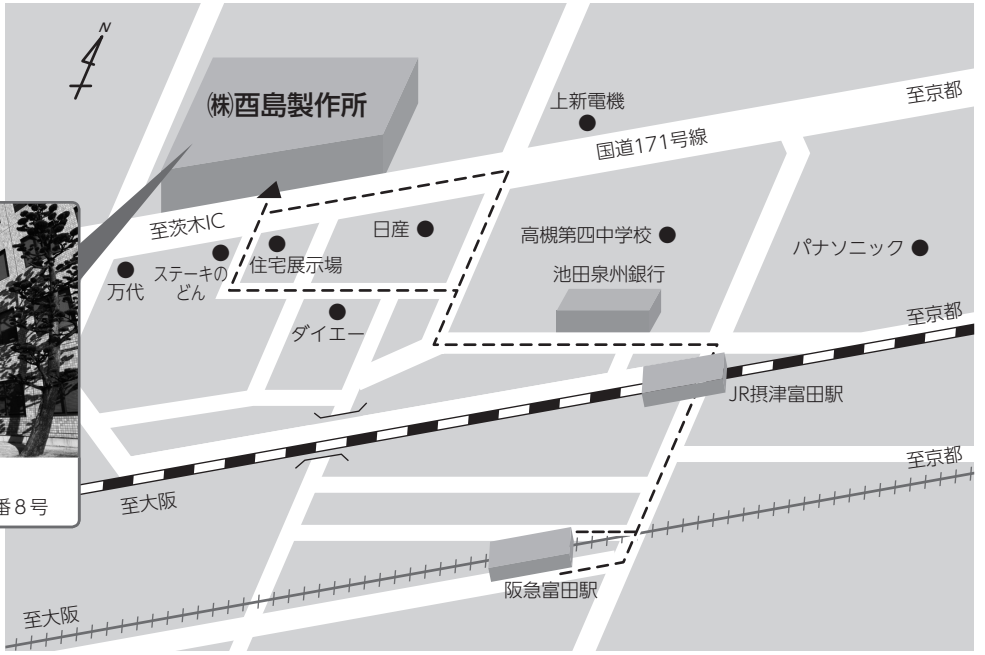

交通のご案内

電車で来られる方 …… JR摂津富田駅より徒歩６分山手
阪急富田駅より徒歩10分山手

車で来られる方 …… 名神高速道路茨木ICより約３㎞

UD FONT